明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**財務・経済産業**二）　一

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業**六〇）　二

〔告　示〕

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（**内閣府・財務**六）　三

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**三六一）

○雇用対策法施行規則第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を変更する件（**厚生労働**二六三）

○雇用対策法施行規則第一条の四第九項の規定に基づき同条第八項に規定する控除額を変更する件（**同**二六四）

○農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一三〇五）

○株式会社農林漁業成長産業化支援機構事業再編等支援基準を定める件（**同**一三〇六）

○事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針（**農林水産・経済産業**四）

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する件（**経済産業**一八三）

○一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件（**国土交通**七二七）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の所在地を変更する件（**海上保安庁**一八）

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び追加提供が決定された件（**防衛**一五三）

○道路に関する件（**中国地方整備局**六〇、六一）

〔国会事項〕

内閣　法務省　外務省

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔公　告〕

諸事項

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等
平成二十八年度内閣共済組合の決算関係

会社その他

省令

○**財務省・経済産業省令第二号**

農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）の施行に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月一日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） 第一条の二　産業基盤整備業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～五　［略］ 六　機構法第十五条第一項第十六号に規定する農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十四条に規定する業務に関する事項 七　機構法第十五条第一項第二十三号に規定する情報の収集、調査及び研究並びにその成果の普及に関する事項 八～十　［略］	（業務方法書の記載事項） 第一条の二　産業基盤整備業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～五　［略］ ［新設］ 六　機構法第十五条第一項第二十二号に規定する情報の収集、調査及び研究並びにその成果の普及に関する事項 七～九　［略］
（第二種信用基金の増減） 第十六条　機構法第二十一条第一項の第二種信用基金は、毎事業年度、機構法第十五条第一項第七号、第九号、第十号、第十五号及び第十六号並びに附則第七条、附則第八条の三第一号及び第三号並びに附則第八条の五第一号及び第四号の規定による保証に係る債務の履	（第二種信用基金の増減） 第十六条　機構法第二十一条第一項の第二種信用基金は、毎事業年度、機構法第十五条第一項第七号、第九号、第十号及び第十五号並びに附則第七条、附則第八条の三第一号及び第三号並びに附則第八条の五第一号及び第四号の規定による保証に係る債務の履行として当